

外務委員会議録第二十八号

昭和三十年七月九日(土曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 植原悦二郎君

理事大橋 忠一君 理事菊池 義郎君

理事須磨彌吉郎君 理事北澤 直吉君

理事福永 一臣君 理事藤田 七郎君

伊東 隆治君 夏堀源三郎君

並木 芳雄君 山本 利壽君

渡邊 良夫君 福田 昌子君

細迫 兼光君 森島 守人君

田原 春次君 岡田 春夫君

出席國務大臣

法務大臣 花村 四郎君

外務大臣 重光 葵君

國務大臣 高橋達之助君

出席府委員

總理府事務官 安田 清君

(調達庁次長)

外務政務次官 園田 直君

外務省参事官 矢口 龍藏君

外務省参事官 安藤 吉光君

外務省参事官 下田 武三君

(条約局長)

外務事務官(國際協力局長) 河崎 一郎君

委員外の出席者

總理府技官 阿部 滋忠君

大蔵事務官(主計官) 谷川 宏君

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

七月七日

委員夏堀源三郎君、今村等君及び戸

叶里子君辭任につき、その補欠とし

て中山榮一君、松本七郎君及び細田

綱吉君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同月八日

委員綱吉君辭任につき、その補

欠として芦田均君が議長の指名で委

員に選任された。

同月九日

委員須磨彌吉郎君、中山榮一君、稻

村隆一君、細田綱吉君及び松本七郎

君辭任につき、その補欠として小島

徹三君、夏堀源三郎君、福田昌子

君、田原春次君及び今村等君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員小島徹三君辭任につき、その補

欠として須磨彌吉郎君が議長の指名

で委員に選任された。

七月七日

日中、日ソ国交回復促進に関する陳

情書(閣議市議會議長片桐由男)(第

三六一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

日本海外移住振興株式会社法案(内

閣提出第一三六号)

國際情勢等に関する件

○植原委員長 これより會議を開きま

す。

日本海外移住振興株式会社法案を議

題といたします。通告順によりまして

質疑を許します。總務七郎君。

○總務委員 きよはる大臣をお求めい

たしておきまして、まだお見えにな

らぬようですから、政務次官にかわつ

て總務的な問題についてお伺いしたい

と思います。なお時間の都合で大臣が

見えたら一般國際情勢に対する質問に

移る理事會の取りきめになっておりま

すから、あとの残余の質問は留保いた

しておきますから、委員長にも前もつ

て御了承おきいただきたいと思いま

す。なおお断わりいたしておきますが、

私は前會の要務で一回欠席しまし

たから、もし重複する質問がありまし

たら、あとで速記録で拝見をいたしま

すから、その点はどうぞ御承知を願

います。

最初にお伺いしたいのは、移民

に對する基本的な政策の考え方

を明らかにしておいていただきたいと思

います。と申しますのは、戦前までの

日本の移民は農村におきまする落伍者

であるとか、あるいはまた一男、三男で

働くに土地のない者、こういうような

者を外地に送り出して、人口問題と申

しますよりは、失業対策の一つとして

やつてこられた点が特徴的だと思いま

す。もう一つは、満洲事変後いわば軍

事的思想的な意味を持った屯田兵的な

移民政策が強行されたわけですが、そこ

で終戦後から今までの政府の説明を資

料によつて拝見いたしますと、その前

者の考え方に対して変化がないように

見受けるのです。今度ここに提案され

ております移民会社法によりまして、

その構想を改めて、たとえば従来渡航

費だけを貸し付けまして、捨て子よろ

にして外地へ移民を送つたのに對して、

今度の法案によりまして、企業資金

の融資等もやつてかの地におきまする

企業開発等にも努力したいという片鱗

が見受けられるわけですが、その後

院の關係各委員會で移民問題に對する

政府の御答弁を瞥見いたしておいま

す、政府間においていまだに移民に對

する基本的な考え方が統一されていな

いように見受けられるのです。私は今

度アメリカが千五百万ドルの金を貸せ

るということに促進されて、それが

きっかけとなつて急ごしらえでこの移

民会社法案ができたように見受けるの

ですが、ほかからそういう刺激を与え

られていろいろ考え方になつたにいた

しません、そのことは私はあえて申

しません、ただそれを機会に政府は

移民に對する今後の國際情勢を判断し

て、やはりもつと基本的な考え方の統

一をはかる必要があるのではないか。

特に私がはつきりお伺いしたいのは、

は、今までの農村における生産手段を

持たない潜在失業者または落伍者的な

ものをかの地に送り出して、それで人

口問題その他の解決の一助になつたと

いうような気休めの考え方ではなく

て、むしろ日本の今後の産業計画が、

技術と科学を中心にしてこの日本國內

における人口問題を解決していかなけ

ればなりませんし、また他國に對する

貿易關係からいたしまして、そういう

点に日本の經濟政策の力点を置かな

ければならない。そういうふうに考え

て参りますと、特に政府の考え方と

して伺つておきたいのは、農業にいた

しましては工業にいたしましては特に

そうでございますが、そういう技術移

民に對する基本的な考えをこの際一

べん伺つておきたいのです。その基本

的な考えを伺つておきませんと、あ

このこの会社の事業計画にいたしまし

ても、運営にいたしまして、またそ

れを監督する政府所管の機構あるいは

従来の民間の移民問題を取り扱つてお

りますいろいろな機關の整理統合につ

いても、その基本がはつきりしませ

ん、これを論ずることができないと思

いますので、この際政務次官から政府

のそういう移民に對する基本的な、政

治的な考え方を一つ明確にしておい

ていただきたい、そこから出発をいた

したいと思ひます。

○園田政府委員 お答えをいたしま

す。御指摘の通り政府といたしまして

は、今日移民外交の大転換の時期であ

ると判断をいたしております。大きく

國內と國外的に分けて、まず移民

の基本を申し上げますと、政府といた

しましては、移民問題を人口問題解決

の万能として考えておるわけではござ

いません。今日の不況といふものが人

口過剰によるものだけであるとは断じ

て考えておりませんが、人口問題の解

決及び戦後の文化あるいは外交の面

において閉ざされた日本の外交の一要素

として、文化的な、しかも技術的なあ

るいは産業開發的な交流をやつて外交

を進めていくといふことを考えており

ます。従いまして今までは國內的には

御指摘の通りに、農村の失業者もしく

は日本で働くことのできない人々を主

として選定されて移民をされ、しかもその移民は政府の責任と相手国の責任において契約されたものではなくて、相手国の主として雇用関係の移民が送られておりまして、行くに際しましては、行つたあとにおきまして、何ら政府として物的な保障と援助ができていなかったのでございます。従いまして国内の選考方針につきましては、以上申し上げましたような意味から選考の方針は、相手国に行つてつづに相手国の一国民として相手国の国家にあるいは社会に奉仕のできる技術と人格と、しかも能力を持った者を選定するというふうに考えております。これを送るに際しましては、戦後逐次移民のふえております一番大きな原因は、戦後渡航費の貸付をやつたことに原因があると考えております。年々増加をいたしましたので、本年度はわずかでございまして、増加のペースは非常にふえておりまして、六千から七千の送出を計画いたしております。ただこの渡航費の貸付だけでございまして、この際われわれが考えなければならぬことは、移民の問題は国民の人々に働く場所と働く仕事を与えるのは國家の義務と責任でございますから、渡航されるにつれての渡航費及び渡航されたあとの生活の保障あるいは営業資金、事業資金等相手国に入られてから健全なる移民として生活の基礎を築き、相手国の産業を開発する基礎を築かれる援助をする必要があると考えております。従いまして今般国会におきまして、先般来御相談を申し上げました外務省設置法の一部改正法律案によつて移民課を移住局に増置をお願いをし、及びこれに伴い在外公館設置法の一部

改正法律案を御相談申し上げまして、これに伴い各所に出て参りました在外公館には、今までもどちらかというところ、移民といふものを外交の付随物に考えられておりましたので、本省におきましては移住局を設置するとともに、在外公館におきましても必要な個所には移民専任の外交官を配置したいと考えております。なお移民に際しまして今日日本本移民外交の一番障害は御指摘の通り、一例をブラジルにとりましてその通りでございますが、最大の障害はかつての移民のごとく、満州開拓所あるいはスマトラ等における移民のごとく、日本が國策の一環として組織的に、日本の政府が日本國家の勢力を扶植するのではなからうか、かつての帝國主義的な行動を復活するのではなからうか、この点が一番障害になつておるところでございまして、移民をやるにいたしましては徹底した同化政策をとりました、日本人を相手国に派遣するのではなくて、入植をされた移民の方々が相手国、受け入れた國の國民の一員となつて、善良に發展していられるような方向をとりたいと考えております。そういう意味におきまして、いろいろな施策あるいは訓練あるいは基本方針等を変革すべき時期であると考えております。

なお移民をやる相手国でございまして、今日までは中南米が主でございまして、外交の發展に伴ひまして逐次近接地域の東南アジアあるいはビルマあるいはボルネオあるいはカンボジアその他の國々にも、相手との折衝によつて移民を進めていきたいと考えております。

○總務委員 親切なお答えでございまして、私のお尋ねした焦点をもう少し明確にしたい。と申しましたのは、今おつしやられましたように、今までの政策と変えて、かの地に渡つて善良な優秀な市民として同化政策をとつていきたい、こういう基準で人を選びたいというお話でございました。ところで私が特に強調いたしましたのは、その問題とともにもう一べんお答えいただきたいのは、同化する者にしてもまたはかの地で迎えられる、かの地で一人前の農民なり労働者なりとしてやつていける者であつても、必ずしもそれは農業、工業ともに相當の技術程度を持たない者でもかの地に同化し得ると思ふのです。私今幾日本、量は少くとも質的に優れた移民を送る、そして同時に単に日本の人口がかの地に移植されたというやうな問題ではなくて、かの地のおくれた農業、工業の生産力を引き上げることが、日本の經濟、貿易を通じて經濟復興に役立つという考え方から、かの地の産業の開発、購買力の増進に役立つという観点からするならば、むしろ私は農業、工業にわたつて技術移民を力点に考えるべきだといふ感を深くするわけですが、その技術移民に対する考え方はどうでございまして、その力点の置き方、それを私は伺つたのですから、もう一度その点だけに限つて御答弁をいただきたい。

○國田政府委員 ただいま御指摘の通り、技術移民に將來は重点を置くべきものであると考えております。しかしただいまのところは、今まで実施しておつたのはほとんど重点が農業移民でございましたから、一挙に切りかえるわけには参りませんが、逐次本年度からそのように切りかえて、將來は技術移民に重点を置きたいと考えております。

○總務委員 ちよつと誤解のないようにしておいていただかないと困るのであります。私が技術移民と申しましたのは、工業労働者の技術者だけを言つておるのではありません。農業におきましては、今御指摘になりました南米を初め、東南アジアその他の各地の輸出先を見ましても、これらの國の農業といふものは、日本の勤勉にして技術的な農民の進んだ技術と農法を必要としている地域が相當あるわけですから、農業移民と技術移民と對比して考えるのでなくて、農業工業ともに、両方に通ずる人格並びに技術のすぐれた者を送り出すという意味でございまして、その点は誤解のないようにしておいていただきたい。

○國田政府委員 その通りに考えております。

○總務委員 ところが政府の今までのお考えの矛盾について、私はあけ足をとるわけではございませんが、たとえば今年度計画が五千五百人だ、それだけでは日本の人口問題解決には何らの足しにもならないじゃないか、こういう他の委員会における質問に対して、政府当局の方はそうではない、その出でいた諸君がもう現に二十七年度においてどれだけの送金を本國に向つておる、これを換算するならば、日本における過剰人口何人を養ふことができる計算になつておられるわけですから、そういう考え方をもちますけれども、そういう考え方をもちて移民政策を指導しておられるということ、私ははなはだ今のあなたのお

答に矛盾するものだと思うのです。かせいだ金を貿易外収入として日本本國に持ち返る——出ていった者は出かせぎ移民として、ちよつと東北の恵まれない農民が関東または関西の紡績工場に娘さんを送つて、その娘さんが出かせぎ労働としてそこで得た賃金を節約して親元に送り返す、それが大きな収入だといふやうな出かせぎ移民的な考え方がまだあると思ふのです。そういうことではなくて、今度の法案は、むしろかの地における日本の農業、工業の企業經營の強化をはかるために投資するとしておるのです。従つて、労働を通じて蓄積しました、または農業經營を通じて蓄積しました資金を本國に送り返す、その金で日本の失業人口何人を養ふことができるというやうな、今のお答えとは実に矛盾する考え方ではなくて、それをむしろかの地において自己資本として投下する、そういうことではなければならぬ。やがてにしき本國に飾りたいというやうな出かせぎ移民的な考え方では参りません。ならば、日本の移民の多くは永久にかの地で歓迎されたい。特殊な人は歓迎される人もございまして、大量観察でいきますならば歓迎されない。のみならず、そういう考え方で行きますならば、古い労働資金の蓄積という考え方では、第三國の移民と對比いたしますときでも、相違点が非常に露骨に出てくると思ふのです。そういうことでは私は非常にいかがわしいと思ふのです。それはあなたであつたか矢口局長であつたか、ちよつと正確に記憶いたしません、そういうお考え方の矛盾をお感じになりませんか。あげ足をとるわけではありませんが、大

事なことでありますから、この際御所見を伺っておきたい。

○國田政府委員 御指摘の点については全く同様の意見でございますが、移民外交を展開するに当たっては、その点が最も大事な点であると深く注意をいたしております。他の委員会とは、多分内閣委員会かどこかだと思ひます。

その答弁を矢口局長がやった際には、私もそばにおりましたが、そのような誤解を受けたことはおわびを申し上げますけれども、それは委員の方の数的な報告をせよという御質問によって報告をした答弁であると考えております。

○總務委員 矢口さん、よろしゅうございませう。

○矢口政府委員 はあ。

○總務委員 それではその問題について続いてお尋ねいたしますが、かねてわれわれ同僚委員から今度の法案審議に当って資料として要求いたしております事業計画であるとか資金計画、こういうものの中に、今申しましたような技術移民を中心とした資金計画なり事業計画というものは、または会社側の事業計画、資金計画だけでなく、今おっしゃったように、特に農林省と外務省となわ張り争いをしておつた移民行政に対して、今度これを統一して、外務省で一括して技術移民にも移行するし、外交の一環として移民も考へるのであるから、外務省の移住局に強化統一したい、こういう考え方のようですが、今後の行政方針にもそういうものが現われて参りますかどうか。あなたの言葉だけでわれわれは了承するわけにはいかないので、その裏づけとしてやがて提案されるこの事業計画、

資金計画のうちに、または役所の移民行政の方針の中にそういうものが現われて参りますかどうか、その点を、事前でございませうが、前もってお尋ねしておきたいと思ひます。

○國田政府委員 申し上げました方針は、具体的な処置になつて事業計画なり資金計画の中に現われてくるのは当然だと考えております。ただし御承知のごとく、今般お願ひしました設置法の改正によつて内閣に移民審議會を設置して、関係各省並びに学識経験者及び移民の対象になる人の意見を代表する人などをこの内閣直屬の委員会の委員にお願いして、その委員会の審議によりこれが内閣総理大臣に答申をして、将来の長期の計画並びにその他の基本計画を定めるようになっております。ただしこれが事務局はわが省が担当いたしますから、これに対する計画あるいは腹案等は持つてゐるのが当然でございます。これには御指摘の通りの点を十分に取入れて具体的に研究をいたしたいと考えております。ただし、ただいま提示いたしました資料は目論見書案として出してありますが、目論見書案として出したのは、今申し上げましたような理由から最後の決定ではございせんので、控えて目論見書案としたわけでございます。

なおまたこの案は非常に簡単な案でございませうが、実は先ほどから申し上げました通りに、一例を申し上げますと、ブラジルで一九三四年に百万町歩のコンセッションを設置する認可を申請しましたところ、連邦政府の上院ではこれが否決されました。その理由は、日本人が組織的にブラジルに浸透して行くということで刺激をした關係

でありますし、移民は、御承知の通りいろいろな長期の計画、年度の計画等を詳細に発表いたしますと、日本人が計画的に組織的にやつて行くという刺激をするおそれがございますので、相手国との折衝に伴ひ逐次具体的に発表しなければなりませんので、その点非常に簡単に御報告してありますが、この点御了承をお願いいたします。

○總務委員 手元へ見せていただきます。したこの目論見書でございませうが、これは一見いたしました非常にラフなものでございませうから、こまかくは事務局から口頭をもつて説明をしていただきますと思ひます。

なお、先ほど申しましたように、あと一般的な総括質問をされる委員も残つてゐるので、次の機会にこの内容については質問をいたしたいと思つて、総括的な問題についてまた続いて簡単に尋ねいたします。

次に私が明らかにしておいていただきたいのは、外務省の移住局、つまり移民行政の機関でございますが、これを昇格強化されたことは先般承知され、この移民行政に対しては、宣伝、募集から選抜、訓練等々、各省にわたつて今までやつておられたわけですが、それから民間におきましては、この会社ができる前、つまり現在までは海外協会等がこれに當つておつたわけですが、今度の会社法案ができた後、仮定いたしました場合、その後におきます政府の移民行政の所管に對して、どういふ整理統合を行われるつもりであるのか。それから第二には、従来の民間の機関はどういふふうに整理されるつもりであるか。直接今度の会社との關係につ

いては、どういふ構想をお持ちになつておられるか。政府並びに民間の従来の機関の整理と会社との關係について、政府のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○國田政府委員 政府といたしましては行政のいろいろな連絡は、今後農林省、それから労働省、通産省、大蔵省、外務省と各省にわたる關係の計画なり、事業が當然ふえて参りますので、従ひましてこの法律案に規定してあるほか、大蔵省の政令及び關係各省の次官の申し合せ等をいたしまして、事務の連絡、円滑なる折衝をはかるとともに、内閣においては審議會を作り、この審議會においては全般の方針を計画立案し、あるいは各省との關係を折衝していきたいと考えております。外郭団体の海外協會連合会につきましてもは、いろいろ御意見等もございませうし、外務省といたしましてもこの点よく検討いたしました。今までの労働、通産、外務各關係省の委託するところによつて、国内の選考、募集その他の方法、及びこの会社の業務内容といたしまして渡航費貸付の委託を行つたことを考えております。ただしこれが機構、人事等についてはよく検討を加へ、さらに次期国会においてはこれを立法化する所存でございます。

○總務委員 これは次官どうでしょう。率直にお尋ねしたいのですが、今度の会社法案をきつかけにして、従来の移民行政の役所の間における整理統合を行うというのでなしに、そして単に渡航費貸付だけではなくて、一歩前進して資本貸付もやる、こういうような趣旨でございませうが、そうなりますと今のお話の民間の外郭団体等、これ

は相互關係が非常に深いと思ひます。宣伝であるとか、啓蒙、訓練、それから今伺うと渡航費の貸付の代行事務すらやられる。そうなりますと移民会社法の概念の中に盛り込まれた政府の概念の相当重要な部分が未確定である。やがて次の国会において改組の法律案を出したいというやうな民間機關の構成、並びに運営等に非常な關係が、比重が移つていくと思ひます。

そうなりますと、当然この移民に關する基本的な政府の考え方を一歩前進せしめ、それから役所の機構も整理統合するといふことになれば、この会社がございませうと三位一体で初めて移民行政に対する政府の考え方も具体化し、われわれの態度もそれによつてきめなければならぬと思ひます。その重要な点については今の従来の外郭機關、しかも非常に重要な業務を委託されたといふ海外協會、こういうものの改組案というものが、同時並行してななければいけないと思ひます。つまり役所の行政機構の整理統合、それから移民会社法の内容と、それからそれに友好的な關係をもつてこの行政の一部を担当する外郭団体、これはどうせ三位一体の機構でございませうから、それを同時にお出しになるべきだ。

従つて今国会中にこの法案を審議して具体化しようといふことであるならば、今国会の審議に間に合うやうに、今急に進めようといふことは、民間団体をどうするかというところは当然お考えになつたでしやう。ですから急速に間に合うやうに、一つ民間団体の整理統合の法

律的措置が必要ならば、それもこれにつけてお出しになるべきだとわれわれは思う。それがもし間に合わぬならば、これも継続審議にして、その外郭団体の整理統合のための法律案が出されるときまで待つて、同時並行して審議すべきが理の当然だと私は思うので、次官をもう一度お考えになりませんか。

○國田政府委員 早急にそのようにすべきであると考えております。しかし御承知の通り、海外協会連合会はたゞいまもすでに国内の選考、募集あるいは渡航費の貸付を実施している機関であります。この会社法案の御審議を願えば、それに伴い各省から協議の結果決定する具体的な指示に従つて、その実務の一部を委託するだけでございすから、これを法制化する処置は早急にやらなければなりません。それとは別個に、この会社法案があの法制化も早急にやりたいと考えておりますので、この会社法案はそれより先に御審議をお願いしたいと思います。

○穂積委員 くだいようですけれども、これは次官も党や政府の立場にとらわれないで国の立場に立つて考えてもらいたい、というのは、出て参ります移民の立場に立つて考えてもらいたい。われわれの言うことは形式論にとらわれていやがらせを言っているのではない。先般来この委員会での法案を審議されるときに、まづ先に問題になったのは何かという、今までやつて参りました移民の政策が実は捨てて子であった。棄民だったという言葉すら使われた。問題は実際は宣伝、募集、啓蒙、訓練、それから向うへ参りましてからの受け入れ態勢、さらにその後のめ

んどをどこが見るかということである。それは政府機関では見られませんが、そうしてこれが今度の会社が渡航費の貸付と、さらに投資を主にした任務で、あとのこまかい、今申し上げました先般の問題になつていらずと移民に直接の關係ある、移民の身近の相談相手になつてやる機関、それはこの責任かと追及していくと、どこも責任を持つてはいない。役所に回れば、そんなことまで責任を持つ立場になつておらない、おれの方は予算に許された渡航費を貸し付けただけで、あと残った仕事をそれを回収する権利だけが残つてい

る。事実移民は今あなたの新たな構想で進まれているにもかかわらず、移民は移民でなく棄民だ、捨て子だという事実が残る。それはなぜかという、いわば移民の一番身近にすわつて日本国内各地にそれが事務をとり、そうしてかの地に参りますならば世話をする、実はこれこそ一番問題になると思う。従つてそういうことになりますればなるほど、概念的に考えれば重要な事務は会社がやるのだということ、政府または今の移民審議会で決定したものを、その事務的のものを代行せしめるのだといつておられるが、それが実は移民にとっては重要だ。今まで日本

本の移民行政の大きな欠陥がそこにあることをわれわれ発見せざるを得ない。今までのいろいろな苦情もほとんどそこにあつた。ですから概念的にほんのささやかな事務を担当するのだという考えでなくて、どうしてもこれは日本の場合において必要だと私は思いますから、ぜひともこれは同時に並行して御審議願えるようにお取り計らいをお願いしたいと思います。しかも今度この法案

が来国会にまたがつたとしても、おつしやる通り今までの海外協会が今日も明日も継続して取り扱っている。しかも政府予算では五千五百人の移民に対する貸付予算はすでにとつてある。ですからこの法案が今国会において通らなくても、私は何ら支障を来たさないと思う。今年度計画した移民を促進することについてはもう思ひのでありますから、あなたもいやしくも手

党、政府の立場にのみとらわれて、しかも面子にとらわれて、これはどうしても今国会中に通さなければならぬというようなお考えを持たれないで、もしこれをどうしても通そうというお考えがあるならばさらに説明していただきたい。それでどうしてもお通しにしたいというならば、今申し上げました通り、一番移民にとっては重要な民間団体の整理の案も並行してお出しになるべきだと強く思うのです。政務次官をううふうにお考えになりませんか。

○國田政府委員 先般来からも御報告いたします通り、また穂積委員からも御指摘の通り、今日海外に移民した人々の生活の保障なり資金の援助、あるいは天災地変その他に対するお世話をやる方法が、形式的にも物的にも約束づけられておりません。そのためにしばしばいろいろな問題を起しておることさであるのでございます。従いまして千五百万ドルのアメリカ三銀行からの借款とともに、早急に政府といたしましては、今後の問題はかりでなく、ただいま渡航されて、新たな開拓地に夢を結んでいかれて、行つてみると、そこは非常な未開発地で、いろいろな苦勞が多かつた。そういう苦勞をして

おられる方々のために、政府としてはこの会社の手を通じてすみやかに援助をしたいというので、各省いろいろな意見がありましたのを急ぎ取りまとめ、提案をした次第でございます。従いまして決して面子とかそういう意味ではなくて、早急にこの御審議を願ひ、この会社の手によつて移民された方々の保障、援助ができるようにしていただきたいと考えております。一方海外協会連合会についての御意見はごもつともでありますから、早急に措置をいたすようにいたします。

○穂積委員 私はきよりは、最初申しましたように、総括質問だけでとめておきたいと思ひます。あと質問される委員もおられますから、もう一点だけで打ち切つておきます。

今次官のおつしやることは、やはりわれわれの推測通りなのです。というのは、アメリカが最初三千万ドル、それを半分に値切つて千五百万ドル、それを移民資金に貸してもらいたい、貸してやろうということ、しりをたたかれて、実は急ごしらえに作つたのがこの法案なのです。ですからそういうことにあまりとらわれる必要はないと思ひます。それがアメリカに対する面子と言わなければ、義理でございましょう。そういうようなことで独自の受け入れ態勢の整備もできず、また国内におけるそういうあつせんの外郭団体の整備もできず、また移民先地におきます受け入れ機関等の整備もできないのに、金だけ借りようというので、急ごしらえにこういうことをされるといふことは、われわれ非常にずさんなお考えじゃないかと思うのです、自主性のないお考えではないかと思うので

す。ですからもつとここで日本の移民の将来ということを基本的にお考えになつて、そうして今までの実務上の欠陥がどこにあつたということをつぶさに反省をされて、まずその受け入れ態勢を作つてからやるべきだ。この問題は渡航ウランの問題とやり方が全く同様ののです。ですから向うがおつしやれば、何でも手を出さなければならぬ、それを早くやらなければ、相手に申しわけがないというやうなお考えをお捨てになつて、いやしくも吉田内閣と違つて独立外交を主張される現内閣ですから、そのくらいなことに気を配られる必要はないのであつて、自主的にやりになつたらどうでありましよう。そこでさつき申し上げました私の提案を重ねて強調しておきます。

続いて最後にお尋ねいたしたいのは、この千五百万ドルの借款についてでございます。これはすでに他の委員から私の不在のときに御質問があつたかもしれませんが、ありましたら、その由お答えいただければけっこうだと思ひます。

具体的にこの借款を千五百万ドル日本にしようと言つていふアメリカ側の意図を、一体どういふふうにお考えになつておるか、それが一点。第二には、どういふ経過を通つてこの話が出てきたかということ。つまりどうして三千万ドル当初予定いたしましたものが、半額に削り捨てられたか。第三点は、その借款をする条件、第四番目には、こちらの受け入れの責任者、その保証に対する政府の關係、この五点について、お尋ねいたしておきたいと思ひます。

○國田政府委員 アメリカ三銀行から千五百万ドルの借款が成立いたしましたのは、御承知の通り、前内閣当時こちらからの折衝によって成立したものであると考えております。これに伴いアメリカが何らかの意図を持つておるとは考えておりません。三千万ドルの約束が、逐次半減をされて、千五百万ドルになったという事は私は聞いておりません。最初から千五百万ドルの約束でございます。

なお条件は、金を借りるのでございますから、貸す方においてはいろいろ意見があつたでございましょう。経過中には、いろいろ受け入れ機関あるいはその他についての希望もあつたようでございますが、今日においては元利を政府が保証せよというのが条件であつて、他に一切条件はございませぬ。

○穂積委員 それでは細目のことについては次の機会に留保いたしまして、他の委員に譲ります。

○植原委員長 田原春次君。

○田原委員 私はこの機会に次の三点について簡単に尋ねをいたしたいと思ひます。第一点は、この新しい会社の業務について、第二点は、貸付の問題について、第三点は、役員の問題について。

第一点の、業務の問題の原案を見ますと、一、二、三と分れており、一として、渡航費の貸付、二は、現地における事業資金の貸付、三は、現地事業の投資というふうに書いてあります。一面この会社は株を民間から募集することになつておる。そうしますと、民間からの応募者は、やはり会社が採算がとれて、配当のあることを予想

て応募するものと思ふなければなりません。しかるに業務の中の第一点、すなわち渡航費の貸付という事は、第二、第三の事業資金の貸付や投資とは性質が異なつておると思ふ。という事は、渡航費を貸し付けるときは、神戸または横浜において、国内で貸し付けるのであります。日本は二十倍もあるといふわけのブラジルであり、またその他の国でありますために、——これらにそれぞれ定着いたしました後において、一定の期間を置いて、それから年々回収するといふのであります。実際にはどうしてこれを回収するかと云ふこと。これは実際はなかなか困難だと思ふのであります。

そこでこれは大蔵省なり外務省なり、あるいは両方からでもいいが、職前を回顧してみますと、戦争前の海外移民に對しましては、旅費を補助してあります。先祖代々の土地を売つて、いまだ知らざる南米に行く者に対しては、旅費だけは政府が負担をしておつたのであります。終戦後南米移民が再開されますと、今度は渡航費の貸付といふことになつておる。この戦前における移民政策と戦後の移民政策との間において、旅費の点については少しきびしくなつておると思ふ。このことは従つてこの会社の業務の面においても困難が起るのではないかと。第二点の、事業資金を貸し付ける場合、幾らかの利子を見る、そして借り受け者の事業能力や回収可能限度等を調べて貸すと思ふ。第三の投資にいたしましては、これは投資でありますから、やはり利潤を見て貸すに違ひないのであります。第一の渡航費は、それとは全く

性質が異なつておる。これは合せて三つやることに無理があるのではないかと。渡航費を貸し付けた場合、これが焦つていて回収不能となつた場合においては、それは会社の損になるのであるか、すなわち応募します株主の損になるか、これは政府が負担をするものであつたか、その点が、この設立の趣意書によると、明瞭になつておりません。實際どういふ話し合いになつたものでありますか、これを聞かしていただきたい。

○國田政府委員 御指摘の通りな心配をわれわれもいたしております。たので、当初この法律案作成の経緯につきましては、国家資金の規制をやつておる大蔵省と、移民を担当せんとする外務省との間に、若干の意見の相違があらはれて、われわれとしては御指摘の通りに、働く場所を与えるのは国家としての責任と義務でありますから、国家財政上許すならば渡航費等のごときは、イタリヤその他諸外国がやつております通り、国家の責任において負担すべきものであるという考え方をしておりますが、しかし今日の国家財政緊縮の折柄それも参りませんので、戦後は貸付になつておるわけでございます。

貸付にいたしてこの貸付の業務はこの会社の業務内容とは別個に切り離して、ほかの海外協会連合会なりその他に今まで通りしたいという希望を持つておつたのでございますが、いろいろ大蔵省と外務省と話し合ひの結果、その点を第九条に明記してございます。一項の、渡航貸付の財源を政府が出すといふこと、次に二番目の「前項の資金の貸付の利率その他の条件は、政令で

定める。」と書いてございます。その政令についていろいろ話し合ひをいたしております。ただいま折衝中ですが、うまとまる段階にきておりますが、大蔵省も非常に誠意を持って移民の重大性を認識して折衝いたしておりますので、貸付の利率あるいは貸付の期間、弁済の方法、貸付の条件、あるいは今御指摘になりました天災地変あるいは死亡等によつて本人が返済できない場合の赤字を償還する方法等について具体的に折衝中でございます。従いましてこれは大蔵省と外務省との政令による渡航費の損失補償によつて、移民の方のお世話をすることの会社が進行不能にならないようにどのような処置をするかについては、近々のうちにまとまつた御報告を申し上げる段階にあると考えております。

○田原委員 そういふふうになるとすればこれはこの業務の第一項にうたうべきものでなく、第二項第三項に重点を置き、渡航費の貸付はこの会社が貸すのでなく、政府が渡航者に貸す、その委託を受けるという程度にするならば、返済不能の場合における処理等についても、これは政府の金を貸したのであつて、従つて帳面は別に貸付業務と現地における営業とは別であるといふことになるはずであります。それをこの業務の規定によりまして第一項にうたつておりますから当然会社が責任を持つことになる。しかればなれば第一項に渡航費貸付を書いたのか。これは将来必ず問題になることであるから今責任の限度を明らかにすべきでないかと思ひますが、その点のいきさつをもう少し詳しく伺ひたい。

○國田政府委員 法律の表現の形式については御指摘の通りと考えております。これはただいまのような折衝の経過中についていふふうな法律になつたわけでございます。

○田原委員 もし政府次官の御報告されるような経過であるとすれば、この委員会での討論の終るまでの間に、大蔵省と外務省とにおける、これが成立後における渡航旅費の返済の不能になつた分に対する話し合ひ等を、やはり文書等で明示すべきであると思つております。この点はいかがでしよう。

○國田政府委員 話し合ひがつけばそのようにするつもりでおります。

○田原委員 次に業務の第三項、すなわち現地の投資の問題であります。これがこれにつきましてブラジルの現地で心配をし、うわさされておる点をここで尋ねておきたい。それは御承知のように戦前長く海外興業株式会社という民間会社がありまして、現地でこつちの投資や貸付、コピー國の経営等をやつておつたのであります。いろいろな事情や理由によつてこれが赤字になつて困つておるそうでありまして、そこで新しくこの会社が、海外興業株式会社の赤字の引き受けをするのではないかと、借金の肩がわりをするのではないかと、この点が心配されておりますが、この点はいかがですか。全然性質が別個なものであるが、二、三の現地の有力者の運動によつてそういう肩がわりをされることは大へんなことでありまして。

○國田政府委員 この会社は一般営利会社ではございませんから、この会社による利潤などは考えておりませんが、少くともこの会社が目的を達成するために運行を円満ならしむるために

は、発足当初において相当困難がある
と覚悟いたしておりますので、発足当
初において、今日できております各民
間会社の赤字の充填などは考えており
ません。

○田原委員 次は第二点の問題をお尋
ねいたします。問題というのは私が
考へている問題であります。それは
朝鮮、台湾等における金融と事業と
は——御承知のように朝鮮においては
朝鮮銀行と東洋拓殖があり、台湾にお
いては台湾銀行と台湾拓殖があります。

貸付業務すなわち金融面と事業面とは
性質が違つておる。そこで今度のこの
会社が、伝えられる千五百万ドルの
アメリカの三銀行から南米における日本
の事業への貸付、それを受ける会社で
あるとしますと、それは言うてみるな
らば、台湾拓殖のような性格でやる
べきものではないだろうか、従つて貸
付、回収という銀行業務は別に作るべ
きものではなかつたかと思はれる。こ
の点について大蔵省はどういうふう
に考へておられるか、大蔵省の方にお
けるならばお伺いしたい。金融面と事業面
と一本にしたのは過去の例からいつ
ても、能率の面からいつても弊害がある
のではないかとわかれておりますが、
この点はどうでありますか。

○谷川説明員 お答え申し上げます。
この会社が事業を直接やることと貸付
をやることを一緒にやるのは不適当で
はないかというお尋ねでございますが、
私どもの考へによりまして、移民を促
進するためにはそれに関係するところ
の業務は種々雑多なものがございま
す。それを一元的にやることによりま
して政府もその会社をできるだけ援助
するという意味におきまして、多数

の会社でそれぞれの業務をやるより
も、一つの会社ができるだけ一元的に
移民に対する保護助成を行なつた方が
よろしいという観点のもとに、この会
社をして貸付業務及び直接事業をやる
場合があれば、その事業をその会社が
やるというふうにした方が都合がいい
のではないかと考へております。

○田原委員 創立の際において大蔵省
がそういう考へであつたとすれば、こ
れは会社の今後の業務を見てからに
します。

第三点は、この会社の役員は、原案
によりまして取締役が四名以内、監査
役は二名以内になつてゐる。ところが
本会社が日本にあるとすれば、日本にも
取締役がいなければならぬ。それから
現地においても、国々によつて、ブラ
ジルではブラジル政府と交渉したりす
る意味においてやはり一つの代表を置
かなければならぬ。またアルゼンチン
やボリビアやドミニカ、コロンビアや
メキシコ等にも必要ではないか、向う
における者は重役でなく、ただ取次だ
けでいいかどうかということになりま
す。これは問題になります。従つて特
に事業取締役を四名に限定した理由い
かん。将来の発展を予想しますと、中
南米において各国別にすればおそく
十数カ国だらう。それからさらにその
後の将来において東南アジア等にお
ける日本民族の事業進出なり海外移住
が許される場合を想像いたしますと、こ
れまた十数カ国ある。従つてあらかじ
め四人と限定せず、取締役若干名とか
いうような幅を持たせなかつた理由は
どこにあるか。一例をあげますと日本
航空株式会社ですが、会社側では修正
さして十八名の取締役を要求いたし、

政府側は十名で十分なりといひ、きよ
うの新聞を見ますと現職並びに事業の
重役合せて十五名ということになつて
おります。今は国内の航空、それから
海外にもいづれ行くでありますし、
が、日本航空のような会社も同じく全
額政府出資金を仰いでおるようであり
ますが、これに対しては十名といひ、
十八名といひ、最終的には十五名とい
ふことではあります。必ずしも重役の多
きをを經費その他の面で希望しませ
んが、実際上四人でやるかどうか。や
れない場合は、次の通常国会その他に
おいて改正しなければならぬのじやな
いか。これに対して、取締役は四名で
あるが、理事とか支店長とかいうこと
でやらせるような腹案があるなら、こ
れを示していただきたい。

○矢口政府委員 お答え申し上げま
す。御承知の通り、わずかに千五百万
ドルの借款でございます。それを一
年に割り当てますと、わずかに三百万
ドル、日本の金にして約十億ござい
ます。しかも、株式会社にはなつてお
りますけれども、株式会社の性質上、採算
を無視してやることも多分にございま
すので、なるたけ人件費その他の經費
のかからぬようにというのがねらいで
ございまして、その意味から、重役は
なるたけ少くして能率を上げようとい
う考へでございます。もちろん将来ブ
ラジルその他の国々に出先機関を置か
なければならぬけれども、でき得
る限り、出先にある機関を利用して、
人件費を節約し、その他の經費を節約
したいという意味でございます。頭
はなるたけ小さくして、手足だけを大
きくして、それでまかなつていきたい
という考への發露でございます。

○植原委員長 田原君、あなたの質問
は留保して下すつて、次にお試みを願
いたいと思ひますが……。

○田原委員 それでは、きょうはこれ
で留保しておきます。

○植原委員長 ただいま高橋經濟審議
厅长官、花村法務大臣が出席いたしま
したが、法務大臣は法務委員会に呼ば
れており、高橋長官は十二時半より所
用があつて退出されなければならぬ
ので、この際特に閣僚情勢等に関する
件について、高橋長官及び花村法務大
臣に対する数日前からの懸案である岡
田春夫君の質疑を許可いたしたいと思
ひます。さう御承知を願ひたいと思
ひます。

○總務委員 議事進行に關して。き
ょうは外務大臣が十一時過ぎには見え
るという約束だつたのですが、その後ど
うなつておりますか。

○植原委員長 外務大臣は内閣委員会
に出ておられて、その審議が引き延
ばされて、少し時間がおくれておるそ
うですが、じきに來るさうですから、
さう御承知を願ひたいと思ひます。

○岡田委員 大へん時間が制約されて
いるさうですから、あまりいろいろお
伺ひはできないのですが、また例に
よつての濃縮ウランの問題です。濃縮
ウランの受け入れ問題について、二、
三日前の新聞では、仮調印の正文がす
でに発表されたようであります。今
度の協定については、たしか今月の
初めの高橋長官の記者団会見による
と、近いうちに今国会に提出をした
い、こういうことを記者団会見で発言
をされておられますが、今まで外務省
関係では、岡田政務次官もここにおり
ますけれども、今国会中にはおそく

間に合わないであらう、と申しますこ
とは、正式調印はジュネーヴ會議のあ
とにしたい、こういう意味において今
国会には間に合わないであらう。しかも
ジュネーヴ會議以後にすることという意
味は、察するに學術會議が政府に対し
て要望いたしました、この協定の妥結
についてはジュネーヴ會議以後にして
もらいたいという要望を十分考慮した
ものというふうな含みをもつて——こ
れはほんとの意味でさういうふうな考
へてゐるかどうかはわかりませんが、
でも、ともかくさういふ含みをもつて、
ジュネーヴ會議後にしたいという考
え方を外務省は持つてゐるやうです。
しかし高橋經濟審議厅长官は非常にお急ぎの
模様で、今国会にかけたいというやう
なことを言つておいでになります。が、
これは仮調印を国会にかけたいという
御意見ですか、あるいは正式調印のも
のを国会にかけたいという御意見であ
るか。そしてまた、この国会におかけ
になるといつおつてもほんとうに
あつて言われたのか、新聞記者にその
ときの適當な話としてお話になつたの
か、さういふ点の真意についてまず第
一にお伺ひしたいと思ひます。

○高橋國務大臣 お答え申し上げま
す。仮調印については、国会にかけ
る考へはございません。新聞記者会見
におきましては、新聞記者の方から、本
調印ができれば国会にかけられるか、こ
ういふことでありましたから、できれば國
会にかけられる。いつごろできるであら
うか。相なるべくは早くやりたい。それ
じゃ七月中でもできればかけられるか。そ
れはできればかけられる。さういふふうな
軽い答え方をしたのでありますが、本
調印の方は、お話のごとくなかなか進

協定を含めて国会の承認を求めますと、これは速記録に残っております。ところが、今外務省の答弁をされた園田政務次官の御答弁によると、細目取りきのこれは国会の承認を経ないと言っている。これは閣内の意見の不統一です。こういう点からいっても——いや、私は園田政務次官の御答弁を求めている

のでありません。高碓さんの御意見を承わっておきたいと思ひます。

○高橋国務大臣　その問題は、これは技術的の問題でありまして、私はなほは、これだ不敏でございますから、私の言つたことがあてはまるかと思ひます、もし私の解釈が間違ひでありますれば訂正いたします。

○岡田委員 この点についてはもう少しあとでやります。

花村さんがいふお急ぎですから、
そちらの方に入つていきたいと思ひま
すが、花村さんの問題に入る前に、計
画部長か総務部長か、だれか来ており
ますか。高橋さんじゃあまり技術的な
ことはわからないらしいから、もう少し
専門家でなければだめです。どなた
が来ておりますか。

○高橋國務大臣 来ております。

○岡田委員 ひもはつかない、秘密はないということを盛んに言っております。これは政府の発表であります。それでは専門的な立場の方に一つ伺いたいのでありますけれども、今度の協定について、濃縮ウランの燃料、この燃料それ自体には、いわゆるアメリカの原子力法の十一条に基くところの機密条項は全然ないとなられた方です。定されますか。

○阿部説明員 大体今度借り入れると予定されておりますのは、特殊なものでなしに、たとえば金属と合金にしたとか、そういうかっこうではなしに、ウランの単純なる結晶でございますので、燃料それ自体には秘密はないと想定しております。

○岡田委員 単純な結晶といいますと、濃縮ウランはあなたも御存じのよう、幾つかの形があるわけですが、い

わゆる水溶液の状態になっているもの
を言っているのであります。結晶体
とお話になるのは、いわゆる固形体を
言っているのです。固形体が水溶液
かというのと二十のとびらみたいにな
りけれども、水溶液の状態になっている
ものならば、これは容器その他の関係
に当然機密事項が入っているわけで
す。これはあなたも御存じだと思われ
ますが、とうとう点に機密がないとあ
なたは断定されますか。どうなです
か。

○阿部説明員 燃料の生産の方式、あるいは燃料の容器の合金それ自体は、ある程度特許にかかわるような事項があるとありますけれども、それを使用するについては何らの秘密は伴っていないと解釈しております。

○岡田委員　特許じゃないでしょう。十一條のエの機密条項に該当するのでありませんか。容器それ自体はもちろん特許は特許でしうけれども、それだけでなく、機密条項に該当するのはですよ。あなたはそういうような点はお調べになっていないのですか。

○阿部説明員 炉体の形式によつて容器の形状その他が非常に違いますので、同じ実験用の原子炉でありまして、たとえばCP5とか、そういうもの

のに対しては若干の秘密は残っているものと思われませんが、現在日本が想定しておりますような原子炉は非常に単純な形でありますので、そのものの自身には秘密はないというふうに想定しておるわけであります。

○岡田委員 それは炉の答弁でしよ

う。私は燃料のことを聞いているのですよ。濃縮ウラン、燃料それ自体を聞いているのです。

○阿部説明員 御承知のように、燃料は生産の方式について秘密があるのをごさいますけれども、燃料それ自体については秘密はないのであります。ですから、いかにしてこの燃料を作るか、あるいはこの燃料をたとえば固形にした場合に、その中の金属の表面の中性子の分布はどうだとか、そういう問題についての研究自体はまだ公開されておりませんけれども、それを使うこと自身は問題はないと思うのであります。

○岡田委員　ですから、今あなたの言われた通りに、燃料それ自体に機密はあるのでしょ。生産工程それ自体に機密があるのじゃありませんか。その機密のあるということ、あなたは特許密のあると言われたけれども、これだとかんたと言われたけれども、これは原子力法の十一條に基く機密なのでしょ。今あなたは生産工程において機密がある、こうおっしゃったんじゃないんですか。

○阿部説明員 いや、そういうふうに御解釈になったら私の言い方が不十分だったかも知れませんが、燃料をそれ自体には秘密はなくて、燃料を作る過程が秘密なのでございます。いかにしてこれを作るかということが秘密なのでございまして、製品そのものには秘密はないのでございます。

○岡田委員　その機密の生産工程を通じてできた品物に機密があるのでですよ。たとえはさっきあなたが言われた容器なり、その水溶液の分解の状態なり——なぜならここにある日本の場合の協定の第七条あるいは八条あるいは

三条ですが、これに基いてその内容、水溶液の状態を分解してはいけないという保証を要求されているでしょう。

だから、機密がないのなら、その内容の状態を分解したってかまわないのですよ。機密だから分解できないように、使った灰も返さなければならぬようになっているのです。そうでしょう。それ自体に機密がないとは言えないのです。それを分析すればその生産工程が当然明らかになってくるから、そこで分解してはいけないということになる。そのこと自体機密じやありませんか。

○阿部説明員 たとえば、これは日本ではまだ予定しておりませんが、スイミング・プールというような金属との合金による燃料、これはまだわかっていない問題が非常にございますけれども、そのものは、たとえば燃料を借りてきてこれを分解するというようなことは、あるいはできないのじゃないかと思うのでございますけれども、今政府が予定しておりますウオーター・ボ

イライ型というのは単純な結晶体でございいます。ウラニウムの硫酸塩の固まりでございいます。これを持ってきて日本で水に溶かして使うというような簡単なものでございいますから、スイミング・プールのようなやつは機械的に——これはメカニカル・フュアルといって、機械的燃料です。ですから、そ

いろいろのには多少秘密はあると思いますが、単なる薬品そのものでございまして、それには秘密はないだろうというふうに想定しております。なお燃料を返せということですが、御承知のように、原子力法によって燃料はアメリカ政府の国有、しかも副産

されたプルトニウム自体もこれは核分裂性物質になりますので、それは政府の所有になりますから、そういう関係

で返せというのでございまして、秘密があるからというふうな解釈ではないのであります。

○岡田委員 この点は時間がありませ
んからあとでもう少しやりますが、あ
なたの方でも少し調べてもらいたいと
思う。水溶液というのは硫酸ウラニ
ウムのことです。そういう状態が全然
機密はないならいとおっしゃっても
いい。ないと思いますというよう
なことでは困ります。ないならな

いい、あるならあると言っていたんだけど、ないとおっしゃるなら、これはアメリカの機密との関係ですから、この点は明らかにしていただかなければならぬと思う。

そこで、花村さん待っているからも少し話を進めますけれども、ともかく今あなたもお聞きのように、原子力関係について機密条項を含んでおる要素が相当あるわけです。

○植原委員長 それについて、あなたのはあれば機密事項を含んでおると断定しておるが、それに対して下田条約局長からその話の前に何か発言があるそうです。

○下田政府委員 私もその点について知識はまことに貧弱ですが、法律的にはそのような心配が起らないように

明確にしてあります。先般仮調印されました協定の第六条で「機密資料は、この協定に基いて、通報されないもの」とし、「としたはたかに「資料、設備及び装置の移動または役務の供与が機密資料の通報を含む場合には」「これを日本側にはよさな」という二重の規定を置いてありますから、その点は法律的には発生し得ないのであります。

○岡田委員 あなたがそういうような答弁をされると私はもう少しやらなければならぬ。その機密というのとは原子力法の百四十四条のことを言っておるのでしょうか。百二十三条によつて当

然協定を結ばなければならぬから、この機密は残るのです。あなたの言つておる第六条というのは百四十四条のことなんだ。それが一つと、それから今言われたその協定正文の中には翻訳上にも実は問題があるのです。いわゆるインボルドというのとインクルードというのとこの解釈上の問題があるので、そういう法律上の問題であなたが御答弁をされて論議されるといわれるならば、私はこの問題をやつてもよろしい。しかし下田さんとはしよつちゅう会うのですからこの問題はあとにして、花村さんが待つておるから花村さんの方を先にやりましょう。

そこでこういうような機密関係が相当考慮される問題があるのです。こういうような協定を結んだ場合において、日本に特別な機密保護のための法律を作る危険性があるとわれわれは見ておる。ところが六月十四日の参議院外務委員会において下田条約局長、河崎国際協力局長は大体こういう意味の答弁をいたしております。この協定は現行日本法規ですべて律することができ、新たな立法措置を必要とはしません。この点についてはアメリカ側もはつきり言っております。このように答弁をいたしております。しかし私たちがこの原子力協定を受け入れるに當つて、機密保護の新たな立法措置が講ぜられるのではないかという点をわれわれ非常に心配をしております。この

点について、法務関係の大臣である花村さんから見解を伺つておきたいと思

います。

○花村国務大臣 私もこの方面の専門家でありませんので、知識はきわめて薄いのでありますが、しかし聞くところによれば、今日の濃縮ウランウムの受け入れに対しては機密はない、こういうお話でございます。従いまして、秘密保持に関する法規等を考慮する必要はなからうと思つておりますが、今日わが国の現行法規を見ましてもこれに關する秘密保持の規定はありませんのみならず、もしただいま申し上げましたような秘密が伴わないものであるといたしますならば、今後やはりこれに対する秘密保持に關しまする立法も必要ない、こう申し上げてよろしいと思ひます。

○岡田委員 花村さんはあまり詳しくわからぬのでしようが、協定文はもう仮調印してしまつたのです。この協定文を見れば機密があるかないかわかるわけですよ。あなたの今の答弁では、機密がないようならば新たな法規を作らないでいいかと思ひます。という程度で、協定文の機密があるかないかといふことはまだわからないらしい答弁だが、あの仮調印の協定正文に基いて機密がないと断定されるのか。ないとするならば、新たな秘密保護の立法をされないと断定されるのか、もつとはつきりと答弁をしてもらひたい。

○花村国務大臣 その点よく私も確かめたのでありますが、協定中には少くとも秘密保持に關して義務づけられた何ものもないといふことでありますから、そういうことでありますれば將來

立法の必要なし、こう認めてよろしいと思ひます。

○岡田委員 これは重要な点ですから、再度確認しておきます。それではこの協定に基いて秘密保護の新たな立法をしないと解釈してもよろしいのでしょうか、どうですか、この点はつきりしてもらひたい。

○花村国務大臣 秘密立法の必要なし、こう認めてよろしいと思ひます。

○岡田委員 それでは具体的に伺ひます。たとえば、これはあなたが質疑応答の中を讀んでおられればおわかりになると思ひますが、今その灰を、使つた場合にアメリカに返さなければならぬのです。その灰を返す場合に、それをなくしたという場合には現行法規で取り締まれると思ひます。あるいは奪つた、どろぼうしたという場合には刑法の窃盗罪なり、そういうものでやれると思ひます。それからそういう濃縮ウラン、燃料といふものをこわした場合には、それはやはり器物破壊で取り締まれると思ひます。ただ一つだけ伺ひます、そういう構造内容はどういうものであるといふ、そういう秘密に關する情報を漏洩した場合には刑法上どういう法規によつて取り締まれますか。特にこれについては、あなたの御存じの刑法の八十三条から八十九条までですか、これは旧刑法のその部分は全部新憲法になつてから削除して、情報漏洩、スパイ、その關係については全然刑法上に取締りの法規はないのです。そういう情報漏洩についてはあなたはどういう法律で取り締まることになるのですか。

○花村国務大臣 ただいま申し上げましたように、秘密保持に關する条項を伴つてはおらぬといふことでござい

ますから、従つて今岡田君の言われるような御心配は御無用であると申し上げてよろしいと思ひます。

○岡田委員 さつき言つたように、第三條と第七條に基いて一つの濃縮ウランの燃料が日本に來るのですけれども、日本に來てそれを使つてしまつた場合灰になるのです。残りの分もあるわけですよ。これは日本人がさわつちやいかにぬとか、そのままの形でアメリカへ返して下さいといふ協定がはつきり出ているわけですよ。ところが、もしこのさわつちやいけぬといふものにさわつて、その灰の成分を分析して、その情報が出たとしたならば、その情報に關する機密漏洩が出てくるじゃありませんか。これはどうするのだといふことをさつきから伺つておるのです。

○花村国務大臣 ただいま岡田君の申されましたことは、濃縮ウランに關するその取扱ひの上の責任問題であつて、それは刑罰に關係するものではない、こう申し上げてよろしいと思ひます。

○岡田委員 私はそれを聞いたところからいふのです。新たな秘密立法を作らないといふ点のはつきりしているならばその点はそれでよろしいのです。ですから花村さんに対する質問はこの程度にいたしておきます。

それから高橋さんには、あなたの先ほどの細目取りきめの問題をもう少しやりたと思ひますが、もうお歸りの予定ですから簡単にやりたいと思ひますが、ちやうど重光さんが見えなくなつておりますから、重光さんに伺つた方がむしろいいと思ひます。今度仮調印をやつて本調印を延ばしておる、こ

ういふ点については、実は政府の答弁といふのは非常にまちまちであります。速記録をいろいろ私調べてみましたが、あなたの御答弁も、それから岡田政務次官の答弁も下田条約局長の答

弁も、私は速記録を書き抜いておりまして、時間を省略する意味において申し上げませんが、いろいろな意味でいろいろな解釈をしておられます。たとえば岡田政務次官あたりは、アメリカが仮調印を急いでくれといふことがあつたからこれによつてとりあえず仮調印をいたしたのであります、といふようなことを言つておる。あるいは重光外務大臣は本調印までいろいろ慎重に考慮してみても、仮調印をやつたものでも、あとになつてこれは非常に危険だといふことになれば、本調印の場合においてこれを破棄していいのではないか、そういう意味で仮調印と本調印に時間的な差を置いたのである。(重光外務大臣「そんなこと言つていない」と呼ぶ)言つていないといふならば、それでは言ひましようか。六月十七日の参議院の答弁をくらん下さ

い。こう言つていますよ。「これがよくない」といふ議論になつたら、これは仮調印をして本調印をしないがよいと思ひます。「重光外務大臣はそういうふうに言つておるじゃありませんか。」

○菊池委員 議事進行。岡田君の質問は、経審長官と法務大臣に限られてやつたはずであります。外務大臣に對しては許してないと思ひます。時間制限をして下さらぬと困ります。

○植原委員長 國際情勢に關する質問ですから、これは許しておつて差しつかえないと思ひます。

それから第八条の見出しの点につきましては、これは御指摘の通り日本側が見出しを落させたのであります。これは今回に始まったことではありませんで、MSA協定のときもそうであります。対等の国家の場合においては、相手国の法律の条文を引用して、法律の見出しをそのまま協定の中に持ち込むということとは不認識の語であります。よくはかの国がそれに応じておると思いますが、この点は日本は伝統的に濫癖でありまして、それを強硬に主張いたしましたして、これを落させたのが実情であります。

○岡田委員　今あなたはうまいことを言うたけれども、内容は同じものです。内容が同じものならば、見出しがこうがつくまいが、アメリカの法律

違ってくるわけにありますから、あら

えて八億ドルくらいなら一応よからう
 ということを言っておるが、これは非
 常に心配でならないのであります。

表されましたように、外務省の諸君が集まつて、その歸りました事情について協議して考えられた、あの通りでござ

態度をはつきりした方がいいと思うのでありますが、これについて大臣の御意見を承わりたい。

言っておりますが、ソ連に対しては日本は財産の請求権を放棄する、韓国に対しては放棄しないというのは片手落ち

ちでありますから、この際取れる取れないは別として、ソ連に對しても財産の請求権を主張すべきであると思ふのでありますが、この点についてもうちよつとはつきりした外務大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○重光國務大臣 今のお話は、これは今交渉中でありまして、その交渉の内容にわたることを今ここで討議することはいかかと思ひますので、これは差し控えたいと思ひます。

○菊池委員 外務大臣はこれまでの御意見として、ソ連に對する財産請求権は放棄すると言われましたので、申し上げておるのであります。

○重光國務大臣 私は交渉の内容の財産問題について、そういうことを言つたことを記憶いたしません。私の記憶が悪いのかもしませんが、私は、ソ連に對するわが方の立場は、相当詳細にわたつて本會議においても説明、報告をいたしておるわけでございます。それについて十分御了承を願ひたいと思ひます。

○菊池委員 なお、中共在留邦人の引き揚げについて、日本政府はスイスにあつせんを頼んでおりますが、これはどういう意味でございましょうか。われわれしうとの考えでは、英國あたり頼んだ方が有力ではないかと考えますが、事情を聞かしていただきたい。

○重光國務大臣 これはきわめて簡単なことでございます。スイスに中共の總領事館があつて、中共の代表がそこにおるわけだから、直接にそこに行つた方が最も便利なので、これは政治的な承認とかんとかいふ問題ではなく、人道上の問題の解決ですから、

直接中共の代表者に申し込んだのであります。

○菊池委員 外務省は民間人がソ連に行くことを好ましくないとおられてるようであります。近々に国会からも招かれて行くようでありましたが、これについては、外務省としては別に異議はないと思ひます。これについて便宜をはかつて下さることは当然のことと思ひますが、いかがでございましょうか。

○國田政府委員 外務省がソ連旅行を妨害したことは、過去一回もございませぬ。国会議員その他の旅行については、外務省の關係しないところでございまして、国会でそのような決定がされるかどうかということにかかつております。外務省をいたしましては、ソ連旅行をされることを禁止はいたしません。ただ日ソ交渉にいろいろ悪影響ありと認むる場合においては、その時期等については御相談申し上げなければならぬと考えております。

○菊池委員 各地の米軍の演習場で、米軍と地方民との間に非常なあつれきがありますが、これについて外務省としてもつと徹底的に折衝をしていただきたいと思ひます。これをそのままほらうておきますと、共産勢力の伸張、拡大になるおそれもありますので、この点について外務省がこれまで折衝された事実、それからこれに對する外務省の意向を聞かしていただきたいと思ひます。

○重光國務大臣 この具体的問題は、実は外務省の所管でなくして、直接の所管は特別調達庁でやつておることは御承知の通りであります。しかしながら、事はやはり對外關係に關する問題でありますので、外務省としては重要な関心を持つて、これを側面から見

ておるわけでございます。こういう問題についても、日本側とアメリカ側との感情の疎隔のないようにすることはもちろんのこと、意思の疎通をできるだけのかるように、間接ながら努力をいたしておる次第であります。

○菊池委員 調達庁は外交が下手ですから、そういうことは所管のいかんを問はず、外務省としてはむしろ積極的に乗り出して、徹底的に折衝して下さつた方が私はいいと思ひます。

それからこれも所管が違ふかも知れませんが、外地からの引揚者が海外に残した財産の補償に關する前提措置を講じてくれといふので、政府に引揚者が非常に迫つてゐるのであります。この法律的措置をいたしますと、一千億にも上る。もしあたり見舞金程度で、ある程度はせなければならぬ。毒だと思ひますが、これに對して重光先生の御意見を伺ひたい。

○重光國務大臣 引揚者の在外資産の問題については、すでに国会の決議でなされたわけでございます。それに對しては、私は政府を代表して、その決議の御趣旨を十分考慮して、その対策については慎重に検討してこれを措置すると申し上げました。その通りに考えております。しかしその具体的な方法は、その検討の結果待つよりほかにいたし方がないのでございまして、しばらくそれをお待ち願ひたいと思ひます。

○植原委員長 森島守人君。
○森島委員 中日貿易の問題で伺ひたい。外務大臣は、この前民間の通商代表部の相互設置には賛成だと言つてお

られますが、中共側の政治組織からしますと、おそろく官が入つてくると思ひます。この点をつきり伺つておかぬと、これからの施策を進めにくいと思ひますので、中共側も民間でいいかどうか、この点ちよつとお答えいただきたい。

○重光國務大臣 私は今お話の通りに民間代表部の設置には異存はない。これに特に外交の特権など手えることは行き過ぎじゃないかといふことを申し上げました。そうかといつて民間といふことで——日本は今日の方針として、はそう申し上げることが正しいし、またオネストな見方である。そこでお話の通りに、中共側は民間はないじやないかといふ御指摘でございますが、そういうことは實際問題として取り扱つて、常識がそこに働くことがいいように思ふので、理屈はこうであるといふふりにあまりこだわらぬものと考へております。それは日本側とともに中共側においても、そういう点は協力的にいたつた方がいいように思ふのですが、そのくらいな程度で、私のお答えとしては、前のお答えを繰返すことが適當であらうと思ひます。

○森島委員 それじゃ實際問題の起きましたときに、向うから官の代表者が来て、日本では承認する、適當な方法を講ずるといふお考えだと存じますので、そういう方針で今後話を進めていくことにいたしますが、その次に問題になるのは、決済の問題です。決済の問題については、いづれ大蔵大臣の出席を求めて答弁を求めたいと思つてゐるのですが、大蔵大臣は中共側から提示した日本銀行に日本の円を積み立てるといふ方法については賛成をして

おりません。その理由として、國際情勢に大きな変化がなければならぬといふことを前提として否定的な返事をしておられますが、これは外務省としてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○重光國務大臣 私も大蔵大臣の御答弁の通りに御答弁いたします。そう考へております。これらの問題については、私は實際の取扱いの問題についてはよほど一つ御検討を願つて、そして共通の目的はどこにあるかといふと、今は日本は國際義務に反せない限りにおいて中共貿易をやりたい、こういうことなのであります。その目的を達するため、非常に常識を働かして各方面の御協力を願ふべき問題だ、こう考へておるのであります。といふのは、こういう問題はあまり文面とか理屈だけを言ひ合つと切りがございせん。でありますから一つどうも實際的に御協議を願ひたい、こう私は考へております。

○森島委員 そんなふうにいけば非常にけつこうなのですが、ただお考え願ひたいのは日本銀行に積み立てて決済するといふ方法をとりまして、私らの考へでは差しつかえないと思ひます。これは制限のうちで 商売をやつておるのですから、決して國際協定に違反した商売をやるのではない、國際協定の範囲内でやつた商売の決済なのでありますから、これは日本銀行でやつても私は差しつかえない、こういうふうにお考へておるのでございしますが、その点はいかがですか。

○重光國務大臣 私は今申しました通りに、理論とか理屈は一切抜きにして、どうぞ一つよく御相談を願ひたい。こう願ひたいと思ひます。

○森島委員 これはきわめて無責任な——外務省としては一体どうやる、お前たち勝手にやったらよいじゃないかというふうに関心するのですが……

○星光國務大臣 もし無責任と言われるならば、私は先の言葉をそのまま繰り返します。大蔵大臣の言われた通りであります。

○植原委員長 国際情勢に関する件で福田昌子君の質疑を許します。福田昌子君。

○福田(昌)委員 板付の基地の問題に關して伺います。七月五日、現在の米軍の司令官から福岡市の板付基地の周辺に高射砲陣地を作るといふ予定について、福岡周辺の高射砲陣地の予定地を調査したいという申し入れがあったという事は、すでに新聞にも出ておりましたので調査中では御存じだと思います。これについて、直接現地の市町村に申し込むことは今までもなく、特調の方からどういふ情勢か、真偽を調査するということが新聞に出ておったのでありますが、御調査いただきました結果はどのようなことになっておるか。

○安田(清)政府委員 ただいま御質問の件でございますが、われわれは、実は新聞の報道によりまして初めてアメリカ軍の方から福岡の市長さんあてに、福岡市の周辺の高射砲の陣地に充てます土地といふ事か、予定地を調査したいというふうな手紙が来たという事を知りましたわけでございます。そういうことは今まではほとんど例がない——私が知っております限りにおきまして、直接米軍から地元の方にそういう要請のあるという事は例がないことでございますので、そういう

ことが果してあるのかないのか、非常に真偽を疑っておったわけでございますが、さつそくその点を調べましたところ、確かに手紙が出たという事はわかりましたわけでございます。

○福田(昌)委員 その手紙を、特調とされてはどういうふうに取り扱われるのでございませうか。それを正式な通達とみなされるのでございませうか、そのお取扱いについてのお考え、それからその後の処置を伺わしていただきたいと思ひます。

○安田(清)政府委員 この手紙が正式の手紙であるという事は、出しました副司令官でございませうかサインをいたしておるようでございますので、手紙としては正式なものではございませうけれども、その内容は、私たちの了解いたしておるところでは、調査をするとかあるいはそういう高射砲陣地を提供しろというふうな事ではないようでございます。手紙は、要するにそういう希望が米軍側にある、しかるべきルートというものは要するに合同委員会を通じて日本政府にお願ひするから、市長さんの方にも一つよろしく御協力を得たいというふうな儀礼的な手紙というふうな了解いたしておりますので、この手紙についてどういふことかとはただいまのところ考えておりません。

○福田(昌)委員 そういたしますと、そういう手紙を市長に公式に出したことは認めるけれども、手紙それ自身によつて手続上どういふことではないので、やっぱりこういふ高射砲陣地の設定については日米合同委員会に申し込んで、正式に調達庁が中に入つてそれから話を進めよう、こういうふうに取り計らう、こういうことでございませうか。

○安田(清)政府委員 大体たゞいま申し出の通りでございます。われわれはいたしましては、正式なルートを通じて要求がありましたときに、どういたしますというふうなことにまだ考えておりませんが、ただ合同委員会を通じて米軍側が要求する権利はありますので、合同委員会を通じて要求があれば日本政府としては要求を一応受け取り、これを検討するということになります。こういふふうな考えております。

○福田(昌)委員 これから御検討いただくという事でございませうけれども、御承知のように福岡の板付の基地は、基地になりましてから毎年々々人畜の殺傷の被害が続いておりました。ことに個人の私有財産に対する物件の損傷という事も引き続いておるのでございませう。最近もまた六月十五日には、近所の農夫がジェット機の不時着の下敷きになりました。一名なくなりまして、もういふことが続いております。周知では生命の危険に脅かされておられますので、生活と生命を守る会というものが地元の方によつて作られており、基地のために非常に困窮しているというふうな状態でございます。そのために、福岡市にいたしまして、大半がこの基地の移転につきまして猛運動を起しておりました。二十数万の署名もできておるのでございませう。こういう情勢でございませうので、基地そのものに賛成をいたしておりませんが、少くとも移転をしてもらいたいと熱望いたしておりますから、そういう四開の情勢を御勘案いただいて、

もしアメリカ空軍がこの板付基地の周辺に高射砲陣地を作りたいという申し入れを調達庁にされた、そしてこれを合同委員会にかけるといふようなことに順序としてなる場合におきまして、特調とされては、このアメリカ軍の高射砲陣地の申し入れというものを、簡単に言えば一応受けつたのだというふうな御配慮をいただくお約束は願ひしないでしょうか。

○安田(清)政府委員 その点に關しましては、実はわれわれはいたしましては、この高射砲陣地の予定地の調査という事に対する要求だといふふうな了解をいたしておりました。必ずしも要求されただけが適地になるかどうかはわからないだろと思ひますが、いづれにいたしまして、合同委員会を通じて日本政府に対する要請という形で出て参るわけでございますので、そういうときに關係各省いろいろ御意見もあることと思ひますが、何にいたしまして、まだ全然検討いたしておらない状態でございます。現地在板付基地そのものの移転について御熱望があり、非常に大ぜいの署名が集まつておるといふ事実は十分存じておりますが、そういうことも考え合せまして、果してこういふ調査自体も日本政府として取り上げるかどうか、その点についてもまだ全然検討いたしておりますので、ただいまのところは何とも御返事申し上げかねるような状態でありませう。

○福田(昌)委員 先ほどの話とまた重複いたしますが、基地の移転につきまして二十数万の市民の陳情運動が起つておるのでございませうが、これに対して特調はどのような御配慮をいただ

るか、そのお取扱いの心がまえを承わりたいと思ひます。

○安田(清)政府委員 板付の飛行場の移転という問題は、二十数万人の署名が済んでおるといふことでございませうが、これを移転いたしますことは並大抵のことではないと考へておりました。日米安全保障条約によりまして日本、飛行場その他の軍事施設がある以上、飛行場その他の軍事施設があるという事は当然でございます。またこれが必要なのでございまして、これを移転するといふことになりまして、やはり日本国内でどこかかきわりの場所を見つければならぬといふことになると考へております。全然廃止といふことで考へられれば問題は非常に簡単ではございませうけれども、どこかに移転するといふことになれば、またその移転先も考へなければ対米交渉もできないような状態でございます。従ひまして問題が非常に重大でございます。まして、とても事務的處理機關でございませう調達庁だけの意見では、どういふという事は考へられない問題とわれわれは考へておりますので、そういう御要望が出ておりますことについては、政府部内よく連絡をとりまして、上の方の御決定に従つて動きたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○福田(昌)委員 きよう福岡市長官おいでになつたというお話でしたが、なぜおいでになれないのですか、その理由を聞かして聞いていたがたいと思ひます。

○安田(清)政府委員 長官は実はきよう渉外事務で行つておりました、一時過ぎには戻つてくるという事でございませうが、まだ見えておりませう。

で、はなはだ申訳ないわけでございます。もうおつづけ来ることと考えております。

○福田(昌)委員 一時過ぎにおいでになるといふお話で、私大へん委員会に御迷惑をかけてお持ちしておりますが、一時を過ぎれば二時に来る、二時を過ぎても何時においでになるかわからないというので、はなはだ皆さんに御迷惑をかけて済まなく思っております。であります、その責任はあけて福島長官にあるのであります。

私がきょうお聞き申し上げたいと思つたのは、あなたの事務的に困難だといふ答弁をいただくつもりでお願いにきておるのではないのです。長官もおいでにならないし、實際御質問申し上げるのも何かぬかにくきみたいなもので残念でございますけれども、なお、あらためてまたお尋ねするということにいたしました、きょうは簡単に御尋ねさせていただきます。

福岡の板付空軍基地の周辺に起りました高射砲陣地のような、こういう問題は、たとへば今度ジェット機の滑走路延長を約束されております立川、横田その他五カ所の基地においても当然あつたと思ひますが、こういうジェット機の発着所とか、基地周辺における高射砲陣地の設定に対しての紛争はなかつたのでありまじょうか。

○安田(清)政府委員 私の存じております限り、現在までできております高射砲陣地の設定については、紛争はなかつたと思つております。

○福田(昌)委員 板付のあの基地をめぐるまして、米軍の側からこうむつた被害は、その住民の殺傷から家畜の殺傷、またいろいろ財産の破壊、い

ろいろな事件が引き続いて起つておるのであります、非常に住民は生命の危険を感じ、脅かされておりますが、六月十五日早朝たんぼに出て働いておりました農婦、三児の母である吉原某、三十九才だつたと思ひますが、この方が下敷きになつて即死したのであります。こういう人たちの補償につきましては、二十七年に定められた補償基準そのまゝを適用なさるのであります。

○安田(清)政府委員 今お話のございましたような米駐留軍の起した事故によります補償は、行政協定第十八条に基き、日本政府が解決いたしてゐるわけでありまして、その補償の金額その他の算定につきましては、昭和二十七年の五月に閣議で御決定をいただいた補償基準によりまして、現在もやつてゐるわけでありまして、

○福田(昌)委員 その補償基準は、昭和二十七年五月に定められたまま今日まで続いているわけですが、昨年の洞爺丸の事件、あるいは今回の紫雲丸の沈没事件、あるいは今に關連して、お気の毒な遺族の方々に對する補償は、米軍の軍用機による被害補償からすると相当高く評価されてゐる。かような意味合いにおきまして、この米軍から受けた被害に對する補償額をこの際お考え直す御意思があるか。こういうことでなくなつた人に対しては、どのくらいの補償をなさる御意思であるか。現行の二十七年五月に定められた基準で、金額的にどのくらいの補償額になりますか。この点もあわせてお答えいただきたい。

○安田(清)政府委員 ただいま御指摘のありました補償額の基準を改訂する

意思があるかどうか、ことに最近国鉄の起した事件に關する補償額と比べてふつり合ひではないかといふことであります。もとより二十七年五月に閣議の御決定を経ましたこの補償基準は、十分ほかの関連も勘案いたしまして、たとへば労働者災害補償法なり、国家的賠償法なりにあつておりました。いろいろな基準を參照いたしまして、不均衡のないように妥協な線できめたつもりであります。従ひまして御指摘のございました国鉄の基準その他は、大した差があるものとは考えておりません。ただ国鉄におきましては、不幸にも最近洞爺丸あるいは紫雲丸といふような非常に大きな災害が起りまして、従来の基準の補償以外に、事案が大きいという事情もあつたかと考えますが、国鉄の方でいろいろお考えになりまして、手厚い補償をされたので、非常に差が出てゐるようでございますけれども、われわれの方でいたしましては、基準そのものについては、さうほかのものにふつり合ひにはなつておらない状況でございます。この基準を変へますことは、ただいま申し上げました(労働法その他との関連もございまして、現在研究はいたしておりますけれども、直ちにこれを変へようといふ結論にはまだ達しておらないわけでありまして、なお、現在きまつております基準によります補償は、人身の被害、ことに死亡の場合におきましては、平均日収の千日分といふことにきまつております。千日分ではございまして、最も高最低を二応きめまします。千日分の計算をいたしますが、百万円から二十万円でいふふうなきめ方をいたしておる、こういうふうにお考えをしております。

○福田(昌)委員 たとえば今回の国鉄の災害の場合の補償とあまり変らな

○安田(清)政府委員 御指摘のございました補償につきましては、行政協定十八條に基きましてこの補償の系統といたしまして、被害をお受けになつた方、死亡いたしました方々には、遺族の方の御申請を待つて政府の方できめるといふことになつておりますが、御指摘の事案につきましては、ただいままだ御申請がございせんので、基準は平均日収の千日分といふことになつておりますが、平均日収は幾らでやられのか、御申請もないので、われわれの方でいたしましてはまだ推算もできないような状態でございます。

○福田(昌)委員 事務屋さんなら事務的な御答弁を伺へれば値打があると思ひますが、さつぱり要領を得なくて非常に遺憾に思ひます。大体あつた事故を受けました場合の被害といふものは、二十万から多くて三十万程度の補償といふようなところが上乗でござい

○安田(清)政府委員 先ほど次長は、大体国鉄なんかの災害とあまり差はないとおつしやいましたが、大いに變つておることをぜひお考え直した

話がございましたが、労災法によら

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

○安田(清)政府委員 米軍の航空機あ

措置をとって、必要な態勢が整い次第、日本側の警察の方に立ち入り禁止の措置その他のことを引き継ぐ、こういうことに原則的にはなっておるものと考えます。

○福田(昌)委員 簡単にいたします。

板付のこの六月十五日のジェット機不時着事故の場合、現場においては、大体不時着をいたしますために相当長く滑走いたしました、その滑走した線を中心左右に、見たところの推定でございしますが、百メートルよりもっとあつたかと思ひますが、相当大きい範囲内において立ち入り禁止をやつておつたのでございします。そこには米軍の監督があり、日本の警官は全然いなかった。当時の九州はもう田植の時期で、被害を受けたそのたんばに関係ある農民が大体七、八名おつたのでございしますが、その連中は田植ができてなくて非常に困つたのでございします。ところが米軍がなかなか立ち入り許可を許さない、使用を許さないということで非常に困つておる。合衆国の軍用機の事故現場における措置といふものは、日米行政協定の十七条に関連する、合同委員会承認された二十項に当るものだと思いますが、それに該当するものとしてみますと、非常にこれはアメリカ側の越権行為だと思ひます。被害を受けて家族を失つて、しかもたんばにはいつまでも立ち入り禁止をして入れさせない、田植はできないといふことでは、二十項の協定をすでに逸脱したものだと思ひます。この考えを承わりたいと思ひます。

○安田(清)政府委員 ただいま御指摘のございましたように、不必要に立ち入り禁止を軍側がやつておるといふことに對しましては、これはわれわれといたしましては、現地における若干の行き過ぎじやないかといふふうに考へておりますが、この点が行政協定に基いて、特に十七条の観点から逸脱しておるかどうかといふことに對しましては、行政協定の十七条、主として刑事裁判権の問題に關しますので、調達庁といたしましては、この解釈を有権的になす立場におらないことを御了承いただきたいと思ひます。ただ現実の問題といたしましては、十八条の補償を担當いたしましたものとしましては、やはり被害のありました跡が、そういう形で保持されておるといふことについては、考へておりますので、しかるべき機会に合いますか、なるべく早い機会に合同委員会を通じて米側に申し入れをいたしたい。そのためには、十七条の所管であります法務省の方とも、十分連絡をする必要があると考へて、事務的に打ち合せを進めておる次第であります。

ち入り禁止を軍側がやつておるといふことに對しましては、これはわれわれといたしましては、現地における若干の行き過ぎじやないかといふふうに考へておりますが、この点が行政協定に基いて、特に十七条の観点から逸脱しておるかどうかといふことに對しましては、行政協定の十七条、主として刑事裁判権の問題に關しますので、調達庁といたしましては、この解釈を有権的になす立場におらないことを御了承いただきたいと思ひます。ただ現実の問題といたしましては、十八条の補償を担當いたしましたものとしましては、やはり被害のありました跡が、そういう形で保持されておるといふことについては、考へておりますので、しかるべき機会に合いますか、なるべく早い機会に合同委員会を通じて米側に申し入れをいたしたい。そのためには、十七条の所管であります法務省の方とも、十分連絡をする必要があると考へて、事務的に打ち合せを進めておる次第であります。

るいはまた日本の領土、日本人の財産に對する保護とか、それに対する補償といふものは全然これには二次的にしか書かれていないのであります。こういうような措置を日米合同委員会で、日本側が承認したといふことは、私は独立後の日本の政府として、あまりにも卑屈過ぎると思ひます。被害者の損害の補償もほとんど二次的に考へられて、問題にされてない。加害者側であるむしろアメリカ側の保護だとか、そういう援助の方が主体になつておるといふことは、言語道斷の合同委員会における日本の賛成事項であると思ひます。こういう条文は、普通条文それ自体によつても私もさういふふうにお感じするのでございしますが、調におかれましてはさだめしういふような御解釈があると思ひます。従つてこの条文を何らか改訂する御意があるかどうか、この点を承わらしていただきたいと思います。

○安田(清)政府委員 御指摘になりました合同委員会の合意事項が必ずしも適正でないといふことにつきましては、私も同感でございします。従ひまして、これを改訂いたします責任ある地位には調達庁はないわけではございしますけれども、政府内部の連絡によりまして、第十七条に關連する二十項でございしますかをしるべく改訂するような措置が考へられるように、調達庁といたしましては各関係の政府機関に申し入れをいたしたい、こんなふうに考へております。

○福田(昌)委員 もう一、二点伺います。お話を戻しますけれども、この即死いたしました女の人の補償の問題は、地元から申請がありまして、それをどういふ手續で査定されまして、どれくらいの日数でその補償が渡るののございしますか、それを承わりたいと思ひます。

○安田(清)政府委員 大体政令がございしますが、政令に基づきまして申請書を所定の調達局にお出し願うことになつております。問題の案件では福岡の調達局が主管の局になるのではないかと思ひますが、調達局に参りましてから必要な手續を日米間でやりまして、本側といたしまして御申請のありました金額を査定するといふ仕事はございまして、大体当該のこの事件に關しましては、御申請があつてからおおむね二カ月くらいで解決がつくだろう、こういうふうな考へております。

○福田(昌)委員 私この基地の問題につきましては、一応福岡長官の御出席をいただきましてもう少し追及させていただきますか、きょうは大へん御迷惑をかけて恐縮でございしますが、一点だけあわせてお尋ねしておきたいのですけれども、福岡市に前保健局の庁舎でありましたものが第百十八病院となつて長い間接収されております。これを返還してもらいたいといふのはこれは地元の朝野をあけての熱望ですが、この返還の見通しについて調達庁のお取り計らいについて承わりたいと思ひます。

○安田(清)政府委員 福岡の病院の返還につきましては、すでに地元からの御要望もたびたびあることとございします。合同委員会を通じて返還要求はたびたびやつております。ただいま具体的にどういふ進捗状況になつて

るか、手元に資料がございませんで、確かなことは申し上げかねるわけでございますが、大体といたしまして、病院でございしますので、実は非常にむずかしいことであるだろうと考へております。しかし病院についてもできるだけ返していただくように努力は不斷に続けておるわけとございします。お尋ねの福岡の病院はまだ解除になつておりませんけれども、昨年度におきまして相当問題になつておりました京都、大阪の日赤病院も返るといふようなことになつております。だんだんとそういうふうな方向で動きつつありますので、今後とも当該の事案をよく調べまして、絶え間なく返還についての努力をしたいと考へます。

○福田(昌)委員 座間の司令部に行つて伺いますと、この百十八病院の返還といふのは合同委員会にもあまり問題にならない、そんなことは知らなかつたといふことを聞いたのですけれども、私も非常に心外に思つたのであります。ほんとうに合同委員会に持ち出していただいて、この返還促進のために御努力いただいておるかどうかが、御努力いただいておると思つておりますが、その点私も多少不安があるわけとございします。従ひまして、重ねて日米合同委員会に何回くらいお持ち出したいただいたのか、そして大体のお見通しはどういふところにあるのか、伺わしていただきたいと思います。

○安田(清)政府委員 ただいまのお尋ねの件については、申し上げました通り手元に資料を持つておりませんので、確実なお答えをすることができないのであります。

第一類第四号 外務委員會議録第二十八号 昭和三十年七月九日

一五

○福田(昌)委員 何回出していただきたいのですか。

○安田(清)政府委員 出しておると思ひます。

○福田(昌)委員 出しておると思ひます。いいことですか。

○安田(清)政府委員 ということは、実は病院の問題は個々の施設ということでは向うもなかなか返還がしにくいわけでございます。日本国中にあります軍用病院全体を総合計画をしてできるだけ集約して返すということで話をしておったわけであります。従いまして、東京にございました病院、あるいは大阪、京都の病院というものの解除については、日本全国の病院をできるだけ集約して解除していただきたいというところで、軍側も非常に苦勞をして、ワシントンまでいろいろのやりとりをやつて解除計画も立てておつたということを聞いておりますので、当然福岡の病院もその一環として考えておるということに了解をしておるわけであります。

○植原委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

昭和三十年七月十四日印刷

昭和三十年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局